

平成十五年内閣府・農林水産省令第十二号

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項
第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第
三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条並びに独立行政法人の組織、運営及
び管理に係る共通の事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項の規定に基
づき、独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令を次のよう
に定める。

（通則法第八條第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）に係る独立行政法人通則法
（以下「通則法」という。）第八條第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有す
る財産であつて、その通則法第四十六條の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項た
し書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画
の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその
額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六條の二の規定により処分することが不適
当なものを除く。）その他内閣総理大臣（独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法
律第百三十二号）以下「協会法」という。）第十一条第六号に規定する貸付業務（以下「貸付業
務」という。）に係る財務及び会計に関する事項並びに貸付業務に関する事項（以下「貸付業務
等」に関する事項」という。）については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）が定める財産とする。
（監査報告の作成）

第二条 協会に係る通則法第十九條第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条
の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び
監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並び
に第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に
留意しなければならない。

一 協会の役員及び職員

二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれの
ある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、協会の他の監事との意思疎通及び情報の交換
を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 協会の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に
向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 協会の役員職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他協会の業務の
適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 協会の役員職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたとき
は、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条 協会に係る通則法第十九條第六項第二号の主務省令で定める書類は、協会法の規定に基
づく内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）に提出
する書類とする。

（業務方法書に記載すべき事項）

第四条 協会に係る通則法第二十八條第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、
次のとおりとする。

一 協会法第十一条第一号に規定する国民世論の啓発に関する事項

二 協会法第十一条第二号に規定する交流等事業に関する事項

三 協会法第十一条第三号に規定する調査研究に関する事項

四 協会法第十二条第四号に規定する援護に関する事項

五 協会法第十五条第五号に規定する附帯業務に関する事項

六 貸付業務に関する事項

七 業務委託の基準

八 競争入札その他契約に関する基本的事項

九 その他協会の業務の執行に關して必要な事項

（中期計画の認可の申請）

第五条 協会は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中
期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（協会の最初の
事業年度の属する中期計画については、協会の成立後遅滞なく）、内閣総理大臣（貸付業務等
に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）に提出しなければならない。

2 協会は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするとき
は、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を内閣総理大臣（貸付業務等に関する
事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）に提出しなければならない。

（中期計画に定めるその他業務運営に関する事項）

第六条 協会に係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事
項は、施設・設備に関する計画、人事に関する計画、中期目標期間を超える債務負担、中期目標
期間終了時の積立金の使途その他協会の業務の運営に關し必要な事項とする。

2 協会の成立後最初の中期計画については、前項中「中期目標期間終了時の積立金」とあるの
は、「協会法附則第二条第八項の規定により整理された積立金」とする。

（年度計画の作成及び変更に係る事項）

第七条 協会に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に關し、当該
事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 協会は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項
及びその理由を記載した届出書を内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理
大臣及び農林水産大臣）に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

第八条 協会に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報
告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その
際、協会は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるもの
であることに留意しつつ、協会の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事
項を記載するものとする。

一	当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法 第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイ からニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである 場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければ ならない。
イ	中期計画及び年度計画の実施状況
ロ	当該事業年度における業務運営の状況
ハ	当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業 年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該 指標の数値

<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該業績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>二 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について協会が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p> <p>一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p> <p>一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について協会が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該業績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p> <p>二 協会は、前項に規定する報告書を内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>（会計の原則）</p> <p>第九條 協会の会計については、この命令の定めるところにより、この命令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p> <p>3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第十三条並びに第十六条第三号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。）は、この命令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。</p> <p>（償却資産の指定等）</p> <p>第十條 内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）は、協会が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。</p> <p>2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。</p> <p>（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）</p> <p>第十一條 内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）は、協会が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。</p> <p>（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）</p> <p>第十二條 内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）は、協会が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。</p> <p>（財務諸表）</p> <p>第十三條 協会に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。</p> <p>第十四條 協会に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 協会の目的及び業務内容</p> <p>二 国の政策における協会の位置付け及び役割</p> <p>三 中期目標の概要</p> <p>四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略</p> <p>五 中期計画及び年度計画の概要</p>

- 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
 - 七 業務運営上及びリスクの状況並びにその対応策
 - 八 業績の適正な評価に資する情報
 - 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
 - 十 予算及び決算の概要
 - 十一 財務諸表の要約
 - 十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明
 - 十三 内部統制の運用状況
 - 十四 協会に関する基礎的な情報
- (財務諸表等の閲覧期間)
- 第十五条** 協会に係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。
(会計監査報告の作成)
- 第十六条** 通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。
- 2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
 - 一 協会の役員（監事を除く。）及び職員
 - 二 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。
 - 一 会計監査人の監査の方法及びその内容
 - 二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が協会の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
 - イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、協会の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
 - ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、協会の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項
 - ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由
 - 三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
 - 四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容及び通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容
 - 五 追記情報
 - 六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に關して必要な報告
 - 七 会計監査報告を作成した日
 - 4 前項第五号に掲げる「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に關して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 会計方針の変更
 - 二 重要な偶発事象
 - 三 重要な後発事象
- (短期借入金金の認可の申請)
- 第十七条** 協会は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）に提出しなければならない。
- 一 借入れを必要とする理由
 - 二 借入金金の額
 - 三 借入先
 - 四 借入金金の利率
 - 五 借入金金の償還の方法及び期限
 - 六 利息の支払の方法及び期限
 - 七 その他必要な事項
- (長期借入金金の認可の申請)
- 第十八条** 協会は、協会法第十四条第一項の規定により長期借入金金の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。
- 一 借入れを必要とする理由
 - 二 借入金金の額
 - 三 借入先
 - 四 借入金金の利率
 - 五 借入金金の償還の方法及び期限
 - 六 利息の支払の方法及び期限
 - 七 その他必要な事項
- (償還計画の認可の申請)
- 第十九条** 協会は、協会法第十四条第二項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。
- 一 長期借入金金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
 - 二 長期借入金金の償還の方法及び期限
 - 三 その他必要な事項
- (通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産)
- 第二十条** 協会に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、次の財産とする。
- 一 協会が所有する土地、建物及び工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。）
 - 二 協会法附則第五条の規定による改正後の北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第六十二号）第三条第一項に規定する基金
 - 三 内閣総理大臣及び農林水産大臣が指定するその他の財産
- (通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請)
- 第二十一条** 協会は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）に提出しなければならない。
- 一 処分等に係る財産の内容及び評価額

